

一般社団法人日本老年歯科医学会 指導医制度規則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、専門的な知識と診療技術に加えて、指導的な立場で高齢者に必要とされる歯科医療の推進を行い、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」という）認定の本会認定医（以下「認定医」という）及び老年歯科専門医（以下「専門医」という）を積極的に養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、本会は定款第3条3)に基づき、認定医及び専門医を育成するために、本会指導医（以下「指導医」という）を認定する。

2 本会は本会指導医制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 新規認定

(認定資格)

第3条 指導医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 本会認定制度委員会（以下「委員会」という）が実施する審査に合格した者
- 2) 本会理事会で資格認定が承認された者

(申請資格)

第4条 指導医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 専門医資格取得後、継続して5年以上本会正会員である者
 - 2) 下記のいずれかに該当する者
 - ① 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者
 - ② 専門医として通算5年以上にわたり、研修機関で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
 - ③ 専門医として通算7年以上にわたり、研修機関以外の病院または診療所において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
 - 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者
- 2 前項2)3)の規定にかかわらず委員会が適正を認めた者

(認定研修)

第5条 前条第1項3)に定める認定研修は、指導的な立場で高齢者に必要とされる歯科医療の推進を行い、認定医及び専門医を積極的に養成するために必要な知識及び医療技術を修得することを目的とする。

第 6 条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお各号の細目は別に定める。

- 1) 申請前の 5 年間における学術大会等及び研修への出席
- 2) 所定の業績
- 3) 申請前の 5 年間における診療実績

(申請・審査・認定及び登録)

第 7 条 指導医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 8 条 指導医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は記述試験を行うものとする。

- 2 申請書類を委員会が審査し、評価する。
- 3 記述試験の結果を委員会が審査し、評価する。
- 4 指導医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
- 5 委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 9 条 指導医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、指導医登録申請書を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、指導医名簿に掲載する。

- 2 本会は指導医名簿を公表する。

第 3 章 更新認定

(申請)

第 11 条 認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。

- 2 専門医資格の更新申請時に申請するものとする。

第 13 条 資格の更新認定を受けようとする者は、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(審査・認定)

第 14 条 更新審査は申請書類により行う。

- 2 指導医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
- 3 委員会は理事会に前項の答申し、更新認定の承認を得るものとする。

(登録)

第 15 条 更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

(更新認定の保留)

第 12 条 専門医制度規則第 16 条により専門医資格を更新延長した者は、指導医資格についても同じ扱いとなる。

第4章 資格の喪失

第13条 指導医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
 - 2) 専門医資格を喪失したとき
 - 3) 委員会が指導医として不相当と認めたとき
- 2 前項2)について、別に定める終身指導医の認定を受けた者はこの限りではない。
- 3 委員会は、本条第1項3)に基づく資格喪失については、当該指導医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第14条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

- 2 本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。
- 3 前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第5章 補則

第15条 委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第16条 第2章に定める審査料ならびに登録料等については、別に定める。

第17条 指導医の資格の適否の審査は、年1回以上とする。

第18条 指導医の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第19条 提出された申請書類の内容は認定審査のためのみに使用するものとする。

第20条 この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、令和元年6月5日から施行する。